

紹介等患者数が、初診患者の総数に100分の50を乗じて得られた数以上であること。

(4) 紹介患者加算 4

紹介等患者数が、初診患者の総数に100分の30を乗じて得られた数以上であること。

(5) 紹介患者加算 5

紹介等患者数が、初診患者の総数に100分の20を乗じて得られた数以上であること。

四 病院歯科初診料の施設基準

(1) 病院歯科初診料 1 の施設基準

イ 歯科医師が常時 2 名以上配置されていること。

ロ 次の各号のいずれかに該当すること。

① 歯科医療を担当する保険医療機関における当該歯科医療についての紹介等患者数が、初診患者の総数に100分の30を乗じて得られた数以上であること。

② 歯科医療を担当する保険医療機関における当該歯科医療についての紹介等患者数が、初診患者の総数に100分の20を乗じて得られた数以上であって、別表第一に掲げる手術の1年間の実施件数の総数が30件以上であること。

(2) 病院歯科初診料 2 の施設基準

イ 歯科医師が常時 2 名以上配置されていること。

ロ 歯科医療を担当する保険医療機関における当該歯科医療についての紹介等患者数が、初診患者の総数に100分の20を乗じて得られた数以上であること。

五 かかりつけ歯科医初診料の施設基準等

(1) 施設基準

イ 歯科医師が常時 1 名以上配置されていること。

ロ 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）M000-2に掲げる補綴物維持管理料の注1に規定する届出を行った保険医療機関であること。

ハ 患者の求めに応じて、適切な情報提供、連絡調整が可能な体制を整えていること。

ニ 当該地域において他の保健医療関係機関との連携体制が確保されていること。

(2) 算定に係る期間

かかりつけ歯科医初診料に係る治療計画に基づく治療の終了の日の属する月の翌月から起算して2月を経過するまでの期間とする。

第四 病院の入院基本料の施設基準等

一 通則

(1) 医療法第1条の5第1項に規定する病院（以下単に「病院」という。）であること。

(2) 一般病棟、療養病棟、結核病棟、精神病棟又は老人病棟をそれぞれ単位（特定入院料に係る入院医療を病棟単位で行う場合には、当該病棟を除く。）として看護を行うものであること。

(3) 看護は、当該保険医療機関の看護婦、准看護婦又は当該保険医療機関の主治医若しくは看護婦の指示を受けた看護補助者が行うものであること。

(4) 厚生大臣の定める入院患者数の基準、医師等の員数の基準及び入院基本料の算定方法（平成12年3月厚生省告示第69号）及び厚生大臣の定める入院患者数の基準、医師等の員数の基準及び老人入院基本料等の算定方法（平成12年3月厚生省告示第80号）に規定する基準のいずれにも該当していないこと。

初・再診料の推移

	初診料			再診料		
	歯科	医科		歯科	医科	
		甲	乙		甲	乙
S59.3.1	160	160	135	※12	65	38
S60.3.1	160	180	150	20	診 70 病 66	診 39 病 38
S61.4.1	160	195	160	22	診 74 病 66	診 40 病 38
S63.4.1	-	205	170	-	診 76 病 66	診 41 病 38
S63.6.1	160	-	-	22	-	-
H1.4.1	160	205	170	22	診 76 病 66	診 41 病 38
H2.4.1	160	210	175	22	診 81 病 71	診 43 病 40
H4.4.1	170	診 208 病 198	診 205 病 195	27	診 55 病 45	診 53 病 43
H6.4.1	170 病院歯科 +38	甲乙一本化 診 221 病 208		32 病院歯科 +18	甲乙一本化 診 61 病 50	
H8.4.1	175 病院歯科 I +55 病院歯科 II +28	診 250 病 230		36 病院歯科 I +23 病院歯科 II +12	診 70 病 59	
H9.4.1	175 病院歯科 I +55 病院歯科 II +28	診 250 病 230		36 病院歯科 I +23 病院歯科 II +12	診 70 病 59	
H10.4.1	186 病院歯科 I +64 病院歯科 II +32	診 270 病 250		38 病院歯科 I +23 病院歯科 II +12	診 74 病 59	
H12.4.1	かかりつけ歯科医 270 歯科初診料 186 病院歯科 I 250 病院歯科 II 218	診 270 病 250		かかりつけ歯科医 40 歯科再診料 38 病院歯科 I 61 病院歯科 II 50	診 74 病 59	

注) 再診料の※は診察のみで、他の行為を行わなかった場合に算定

日本歯科医学会専門分科会からの次期診療報酬改定等に係る要望事項の取り纏め(専門分科会ごと)

参考資料19: 日本歯科学会医学界専門分科会との打合せ会の資料

(平成13年10月10日(抄))

平成13年

(◎最重要項目、○重要項目、●重要度の明記のないもの)

歯科基礎医学会	次期診療報酬改定に対する意見・要望		既存項目に対する改善点	新規導入項目	既存項目に対する改善点	新規導入項目	その他の意見・要望
	既存項目に対する改善点	新規導入項目					
歯科基礎医学会	<ul style="list-style-type: none"> 歯冠修復処置時のラバーダム防湿法の評価 根管治療の評価(離断切の点数評価、細菌培養検査の再評価(一歯一回の見直し、歯髄炎での算定導入、細菌感受性テストの導入、嫌気性細菌培養検査の導入)、根管洗浄液、根管消毒液の点数評価) 歯科治療における感染防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> 要観察歯に対する評価(要観察歯の点数評価、齲蝕活性試験の点数評価(RDテスト、マイクロテスト等)、口内清掃指導の点数評価) 残髄保存療法の再評価(覆髄処置の正当な評価、CDT(齲蝕検知度)の点数評価、歯髄診断の正当な評価、電気歯髄診断の点数評価、温度診の点数評価) 再植術の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 中・長期的問題としての意見・要望 	<ul style="list-style-type: none"> 新規導入項目 	<ul style="list-style-type: none"> 医療改革全体について 国民医療費に占める歯科医療費を上げる 歯科医療費の割合をGDPIに対して比較する 経費が低く、収入の多い治療へ 老人歯科治療に対する評価 		
日本歯科保存学会	<ul style="list-style-type: none"> ◎金属矯正体による矯正処置の評価 ◎床副子の印象採得料の評価 ◎床副子を間接法により調整する場合の咬合採得料の別途算定 	<ul style="list-style-type: none"> ◎支台歯形成の個別的评价 ◎酸質レジジン前装冠の適用範囲の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 下顎運動検査の適用範囲の拡大 ・チェックパットの算定範囲の拡大(非欠損補綴) 				
日本歯科補綴学会	<ul style="list-style-type: none"> ◎在宅、訪問診療の後方支援としての入院下歯科治療 ◎歯科固有の手術におけるリスクファクターやリスクマネジメントに配慮した再評価 ◎根治的顎顔面手術(顎部郭清:RND)掲載適正化と告示化 ◎デジタル撮影時のフィルム料の算定 ◎術後の創傷処置に対する医科との整合性 	<ul style="list-style-type: none"> ◎入院手術・処置時における静脈内鎮静法の評価と監視の評価 ◎周術期ならびに処置時の管理に対する評価 ◎インプラントの口腔顎顔面再建への保険導入 ◎手術を伴わない口腔外科疾患の処置評価 	<ul style="list-style-type: none"> ◎口腔形態、機能に関わる検査項目の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◎顎顔面感覚器科に関わる意識レベルに対する再検証 ◎歯科医師の教育・研修と歯科診体系との関わり ◎歯科点数表における用語・告示番号等エビデンスに基づいた整理 			
日本口腔外科学会	<ul style="list-style-type: none"> ◎平行術型料の算定期の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ◎顎顔口蓋裂以外の先天性患者の不正咬合に対する矯正治療の保険導入について 	<ul style="list-style-type: none"> 咬合治療に対する歯周治療同様の診療体系の導入 機能検査と咬合の管理料の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ◎角ライナーの価格改定について 			
日本矯正歯科学会	<ul style="list-style-type: none"> 歯並び矯正の点数をスケケリング・ルートブレーシングより高くする スケケリングを「専門的歯垢・歯石除去」またはptcに名称変更する 歯周基本治療の2回目以降の減額率の撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> 歯周病維持管理料の新設 口具患者に対する指導料の新設 	<ul style="list-style-type: none"> 歯周治療ガイドラインの見直し 予防的考え方の導入(齲蝕予防、歯周病予防) 				

次期診療報酬改定に対する意見・要望		中・長期的問題としての意見・要望		その他の意見・要望	
既存項目に対する改善点	新規導入項目	既存項目に対する改善点	新規導入項目	新規導入項目	その他の意見・要望
<ul style="list-style-type: none"> ・初診料・再診料の点数の引き上げ ・歯冠形成修復における歯質、特に象牙質接着技術料の算定 ・支台築造技術及び材料の算定 ・歯冠前装用光重合型硬質レジンの点数化 	<ul style="list-style-type: none"> ・変色歯の治療 	<ul style="list-style-type: none"> ・唾液分泌量ならびに唾液性状の検査 ・咀嚼機能や顎機能の評価する診断機器の開発と点数化 ・歯科修復材料に対するアレルギーターストの点数化 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科治療に必要な顎口腔顎頰における形態と機能に関する検査 ・診断項目の充実 ・機能回復状態を把握できる診断システムの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科治療に必要な顎口腔顎頰における形態と機能に関する検査 ・診断項目の充実 ・機能回復状態を把握できる診断システムの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科治療に必要な顎口腔顎頰における形態と機能に関する検査 ・診断項目の充実 ・機能回復状態を把握できる診断システムの構築
<ul style="list-style-type: none"> ・歯科(デンタル)X線撮影に関する制限撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> ◎画像診断管理料の新設 ○小照付野歯科用X線CT装置による検査料の新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・画像診断行為(撮影、読影、読影、画像管理)に対する歯科並みの診療報酬上の評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・医科的歯科領域での疾患に対する画像検査の医科点数適用はどの程度もないことを審査員に周知徹底させること ・同じ内容の画像診断であれば医科・歯科同評価の確立 ・臨床上必要な画像検査の制限撤廃と適切な検査法の普及により診療上のトラブル、医療事故の防止が図られることの脱職の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・医科的歯科領域での疾患に対する画像検査の医科点数適用はどの程度もないことを審査員に周知徹底させること ・同じ内容の画像診断であれば医科・歯科同評価の確立 ・臨床上必要な画像検査の制限撤廃と適切な検査法の普及により診療上のトラブル、医療事故の防止が図られることの脱職の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・医科的歯科領域での疾患に対する画像検査の医科点数適用はどの程度もないことを審査員に周知徹底させること ・同じ内容の画像診断であれば医科・歯科同評価の確立 ・臨床上必要な画像検査の制限撤廃と適切な検査法の普及により診療上のトラブル、医療事故の防止が図られることの脱職の必要性
<ul style="list-style-type: none"> ◎小児のライフサイクルを考慮に入れた初診時診察項目の保険給付 ○かかりつけ歯科医初診料の改正 ・う蝕の継続的長期管理評価制度の改正 ・ラバーダム防護の見直し ・初診時歯科診療導入加算の改正 ・CR冠の加算範囲の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 小児の全身疾患患者のモニタリングに対する給付 ・乳歯欠損に対する小児歯科の保険給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・先天性歯牙疾患を有する小児の萌出誘導及び咀嚼機能育成に対する保険給付 ・小児の口腔習癖に対する指導・訓練並びに装置に対する保険給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・小児歯科患者に対する対応法の評価 ・小児保険制度の新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・先天性歯牙疾患を有する小児の萌出誘導及び咀嚼機能育成に対する保険給付 ・小児の口腔習癖に対する指導・訓練並びに装置に対する保険給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・小児歯科患者に対する対応法の評価 ・小児保険制度の新設
<ul style="list-style-type: none"> ・老人および若年者の歯周組織検査加算を一般と同様の歯数を基礎とした基本検査あるいは精密検査とする ・暫間固定算定請求の細分化 ・暫間固定装置の修復の適応拡大 ・歯肉非移動術の適応を1回から1歯単位に変更 ・かかりつけ歯科医の要件の大幅緩和 ・歯周治療にペイトガードによる咬合治療の導入 ・歯周組織の形態不良を修正するための歯周外科の導入 ・歯周治療用装置の評価とその見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・マインテナンス歯科診療報酬体系下における見直し(期間と治療など) ・SRP、ポケット掘削、歯周ポケット掘削の明確化と統合 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯周病原細菌に対する細菌検査の新規導入 ・急性期膿瘍に対する抗生剤や殺菌剤のポケット内への局所投与の適用 ・レーザー治療の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・診察や治療の進め方を評価に応じてさらに弾力的に求める ・局所と全身の病態や病状説明及びモチベーション・生活指導に対するエンサブルセッションの評価 ・日本歯科医学会16分科会で承認された認定医への診療報酬への還元 ・対症療法から予防に焦点を当てた保険医療制度へのシフト ・保険医療費総額の抑制は医療の質の低下につながる ・歯科保険医療の在り方(科学的根拠に基づいた診断・治療や予防を考へる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・診察や治療の進め方を評価に応じてさらに弾力的に求める ・局所と全身の病態や病状説明及びモチベーション・生活指導に対するエンサブルセッションの評価 ・日本歯科医学会16分科会で承認された認定医への診療報酬への還元 ・対症療法から予防に焦点を当てた保険医療制度へのシフト ・保険医療費総額の抑制は医療の質の低下につながる ・歯科保険医療の在り方(科学的根拠に基づいた診断・治療や予防を考へる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・診察や治療の進め方を評価に応じてさらに弾力的に求める ・局所と全身の病態や病状説明及びモチベーション・生活指導に対するエンサブルセッションの評価 ・日本歯科医学会16分科会で承認された認定医への診療報酬への還元 ・対症療法から予防に焦点を当てた保険医療制度へのシフト ・保険医療費総額の抑制は医療の質の低下につながる ・歯科保険医療の在り方(科学的根拠に基づいた診断・治療や予防を考へる)

